

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年9月15日(金)
午後0時56分～午後1時18分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 大久保主計
委員 大泉徳子 委員 大沼宗彦
委員 丹野政喜 委員 山口 實
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 小林 喜 幸
出席をした 子ども支援課長 松野 晴 美
者の職氏名 子ども支援課長補佐 千葉 貴 俊
子ども支援課 鈴木 智 弥
子育て支援係長
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊
次長兼庶務係長 加藤 勤
主 査 川上 真理子
- 7 付議事件
- (1) 議案第86号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第87号 名取市放課後児童クラブ実施条例の一部を改正する条例

午後0時56分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及びこども支援課長等の出席を求めておりますので報告いたします。

これをもって、諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第86号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 議案説明の際に、指定管理者制度への移行は順次行っていくと説明がありました。現在、市内の2つの地域で指定管理者により運営する児童センターがあります。次の議案にある放課後児童クラブの開館曜日にもかかわりますが、今後どのような順番で指定管理者制度への移行を計画しているのかについて、現在の計画がありましたらお知らせください。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（松野晴美） 今後の予定についてですが、その他の児童センターにおける指定管理者制度の導入については、課内で検討している段階ですので、今のところお話できる状況にはありません。ただし、方向性としては、児童センターは順次、指定管理者制度の導入を検討することとしておりますので、導入に向けて今後も引き続き検討していきます。時期が来ましたら、説明させていただきたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 大泉委員。

○委員（大泉徳子） 下増田児童センターが指定管理者制度を導入することになり、今後は3つの児童センターが指定管理者により管理運営されることになりますが、本制度を導入する決め手となったのはどのようなことでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（松野晴美） 今回、下増田児童センターで指定管理者制度の導入を提案するに当たり、これまでの経過を説明します。当初は下増田幼稚園を利用した下増田放課後児童クラブの運営を行っていました。その際の所管は増田児童センターでした。増田児童センターにおいて平成26年4月より業務委託を開始した際に、同様に下増田放課後児童クラブにおいても業務委託をいたしました。その後、平成28年3月に下増田幼稚園を閉園し、平成28年4月より下増田児童センターに転用いたしました。引き続き業務委託をしております。そのような経過があり、指定管理者制度を導入することを提案いたしました。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。大沼宗彦議員。

○委員（大沼宗彦） 議案第86号、議案第87号ともに制度が少し変わったため、文言の整理による改正とのことですが、下増田幼稚園が放課後児童クラブ、そして下増田児童センターとなっています。子供たちが下増田や美田園の地域で育ち、そして子供の数もふえています。イケアから屋根つきの施設の寄附をいただきましたが、その分、園庭が狭くなっています。制度は変わったものの、児童がふえることによって、それに対してきちんと対応できるのか心配ですが、どのように考えていますか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（松野晴美） イケアより施設の寄附を受けた時点では、まだ下増田幼稚園が残っておりました。その後、下増田幼稚園閉園後に改修し、放課後児童クラブ、または児童センターとして使い勝手がよいように体制を整え、運営しているところです。実際に児童の数はふえておりますが、運営に支障はないものと捉えております。

○委員長（佐々木哲男） 大沼委員。

○委員（大沼宗彦） 先日、委員会で増田児童センターを視察したのですが、児童の数はふえていますが、増田小学校の校庭を使わせてもらっているとのこと。放課後に子供たちはのびのびと活動できているとの話を聞きました。下増田児童センターは、道路を隔てて下増田小学校がありますが、子供たちの放課後の遊びの場として利用することについて、下増田児童センターから下増田

小学校へ申し入れや了解を得ているのでしょうか。下増田小学校との関係を教えてください。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林喜幸） 通常の児童センターでの放課後児童クラブなどの活動については、園庭を有効活用しております。ただし、夏休み等の一定時期につきましては、下増田小学校の体育館などをお借りして活動しております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 委託から指定管理となるわけですが、予算では委託料から指定管理料となり、事業者とすればそれが収入となるわけです。委託料から指定管理料となったことで金額的な差はあるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、こども支援課長補佐。

○こども支援課長補佐（千葉貴俊） 現在、業務委託により管理運営しておりますが、年度契約となっておりますので、単年度に見合った予算措置となっております。指定管理については、これから協定を結び契約となりますが、その年数に応じた予算を組んで管理運営することになっていきます。

○委員長（佐々木哲男） 大久保委員。

○委員（大久保主計） ならずと委託料と指定管理料では差が出てくるのでしょうか。例えば1年間として平均すると差はあるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、こども支援課長補佐。

○こども支援課長補佐（千葉貴俊） 基本的には変わらないと考えております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） さまざまな施設を指定管理としていくとのことですが、市が直接担うよりも、効率がよいということでしょうか。市の管理であれば市から人的配置をしますが、指定管理であればそれも変わります。市が取り組んでいる行財政改革との関連による指定管理なのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林喜幸） 指定管理者制度につきましては、第五次名取市行財政改革大綱による、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うこと、また民間のノウハウを活用した住民サービスの向上と経費の削減などを目的として導入しているものです。次に指定管理者制度を導入する児童センターは検討

中ですが、今後、児童センターについては指定管理者制度を導入して管理運営していく方向で考えております。

○委員長（佐々木哲男） 大沼委員。

○委員（大沼宗彦） 効果的、効率的な管理や民間のノウハウを活用することから指定管理者制度を導入するという理解でよろしいですか。

○健康福祉部長（小林喜幸） そのような観点から指定管理者制度を導入していきたいと考えています。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第86号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号 名取市放課後児童クラブ実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 放課後児童クラブについて、指定管理者による管理と市による管理では、大きく違うところとして土曜日の開館があると思います。児童センターの一部では土曜日も開館しているようですが、下増田児童センターも土曜日を開館とするのですか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（松野晴美） 土曜日については、地域的に考慮して開館し

ております。現在のところ下増田児童センターでの土曜日開館は考えておりません。

○委員長（佐々木哲男） 大泉委員。

○委員（大泉徳子） 土曜日開館での利用については、放課後児童クラブの登録とは別に登録が必要であり、対象は市内全域の1年生から6年生までの児童、地域にかかわらず受け入れていると聞いております。土曜日に開館している児童センターでは地区外の児童の利用もあるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（松野晴美） 土曜日の児童クラブ利用については、地区の限定はしておりません。各地区から利用することができますので、利用しやすい土曜日開館の児童センターを選んでいただいております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第87号 名取市放課後児童クラブ実施条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第86号及び議案第87号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書

の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1 時 1 8 分 散会

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

民生教育常任委員会

委員長 佐々木 哲男